

平成二十六年十月三十一日受領
答 弁 第 三 八 号

内閣衆質一八七第三八号

平成二十六年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出政党交付金の使途報告のあり方に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出政党交付金の使途報告のあり方に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十六年十月二十一日内閣衆質一八七第二一号。以下「前回答弁書」という。）は、総務省自治行政局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

お尋ねについては、前回答弁書一及び三についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねについては、前回答弁書四についてでお答えしたとおり、政府としては、政党助成制度の在り方については、政党の政治活動の自由と密接に関連する事柄であり、各党各会派において御議論いただきましたと考えている。

なお、お尋ねのうち、安倍内閣総理大臣の自由民主党総裁又は国会議員としての見解に係るものについ

ては、政府としてお答えする立場にない。